

静岡福祉大学保育・教職委員会規程

(趣旨)

第1条 静岡福祉大学委員会等設置規程第1条第3項の規定に基づき、静岡福祉大学（以下「本学」という。）に、保育士養成、幼稚園教諭養成及び小学校教諭養成のための効果的な教育の在り方の審議、担当教員の研修機会の提供及び教職課程の自己点検・評価の実施により、保育士養成教育、幼稚園教諭養成教育及び小学校教諭養成教育の内容を向上させることを目的として、静岡福祉大学保育・教職委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 子ども学部子ども学科の専任教員
- (2) 事務職員

(審議事項等)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 保育士養成教育、幼稚園教諭養成教育及び小学校教諭養成教育の枠組み構築、実施及び評価
- (2) 保育士養成教育、幼稚園教諭養成教育及び小学校教諭養成教育の内容を向上させるための研修の企画・立案
- (3) 教職課程の自己点検・評価の実施
- (4) その他保育士養成教育、幼稚園教諭養成教育及び小学校教諭養成教育に関する事項

(会議)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、第2条第1号の専任教員の中から学長が指名する。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長が必要と認める場合には、委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

(委員会等との連携)

第5条 保育士養成教育及び幼稚園教諭養成教育に係る実習の実施については、保育・教育実習センター及び保育実習委員会と連携して行う。

2 小学校教諭養成教育に係る実習の実施については、保育・教育実習センター及び小学校教育実習委員会と連携して行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務部教務課において処理する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び運営協議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (令和6年3月29日程第43号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月28日程第6号)

この規程は、令和7年5月28日から施行する。